

斑鳩町一般廃棄物処理基本計画

(中間見直し)

(平成28年度～平成32年度)

平成28年3月

斑 鳩 町

目 次

第1章 計画策定の基本的事項

- 1. 計画改定の趣旨 1
- 2. 計画の位置づけ 1
- 3. 計画の期間 2
- 4. 計画の対象 2

第2章 地域の特性

- 1. 人口の推移 3
- 2. 事業所数及び従業者数 3

第3章 ごみ処理の現状と課題

- 1. ごみ処理の流れ 4
- 2. ごみ処理の状況 5

第4章 人口及びごみ排出量の将来予測

- 1. 人口の将来予測 1 1
- 2. ごみ排出量等の将来予測 1 1

第5章 基本計画（ごみ）

- 1. 基本理念 1 3
- 2. 基本方針 1 3
- 3. 数値目標 1 4
- 4. 基本施策 1 8

第6章 し尿及び浄化槽汚泥処理

- 1. し尿及び浄化槽汚泥処理の状況 2 1
- 2. し尿及び浄化槽汚泥量の将来予測 2 2
- 3. 収集運搬に関する許可の方針 2 2

第1章 計画策定の基本的事項

1. 計画改定の趣旨

私たちを取り巻く環境は、いま、大きな転換期を迎えています。

めざましい経済発展は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を定着させ、ごみの焼却や埋立による環境汚染、最終処分場における残余容量のひっ迫など、ごみに関する様々な問題を引き起こしてきました。

そのため、本町では、ごみ排出者の抜本的な意識改革を図り、ごみ減量化及び資源化を促進させるため、平成12年10月にごみ処理有料化を導入するなど、循環型社会の構築に向けて様々な施策を展開してきました。

しかしながら、町焼却施設の老朽化、全国的な課題である最終処分場の残余容量のひっ迫といった課題を解決するため、平成23年3月に策定しました一般廃棄物処理基本計画に基づき、「発生したごみを処理する」という考え方から、「生産段階からごみを出さない、資源の浪費、無駄をなくす」＝「ゼロ・ウェイスト」へと考え方を転換し、取り組みを進めてまいりました。

この計画は、計画策定の5年後である平成27年度を中間目標年度とし、見直しを行うこととしており、今回の見直しにおいては、「ゼロ・ウェイストのまち斑鳩」の実現に向けて、これまでの現状と課題の整理や取り組みの評価を行うとともに、新たな計画目標値の設定を行い、課題解決と目標実現のための施策を示した中間見直し計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」といいます。）に基づく国の基本指針及び本町の第4次総合計画基本構想を踏まえて策定するものとします。

なお、廃棄物処理法第6条第1項により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」とされています。

3. 計画の期間

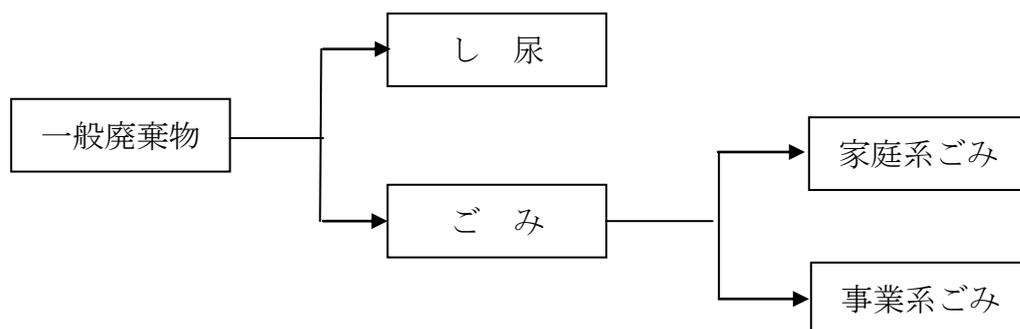
本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や法改正等により必要が生じた場合は、計画の見直しを行います。

4. 計画の対象

本計画となる廃棄物は、本町で発生し、または処理される一般廃棄物です。その分類については、図①のとおりです。

図① 一般廃棄物の分類



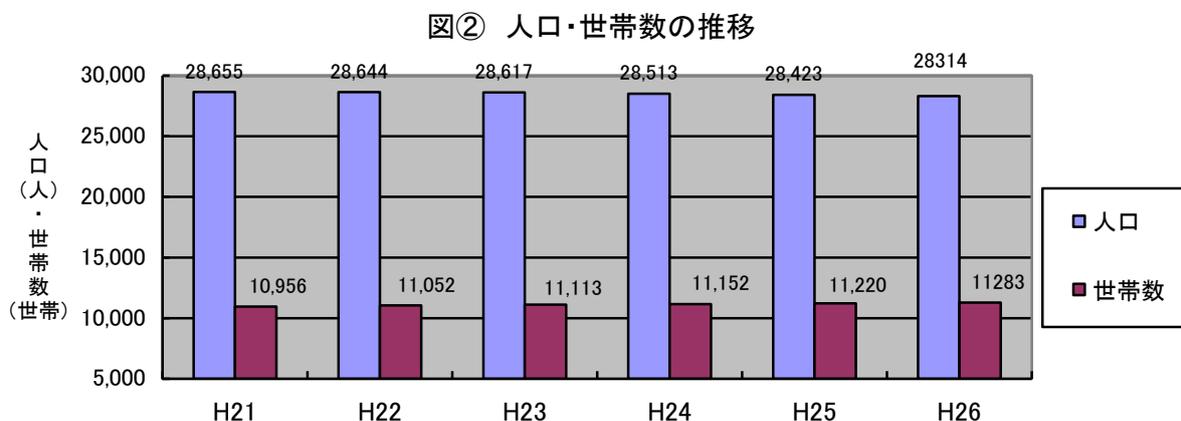
第2章 地域の特徴

1. 人口の推移

本町における人口推移を図②に示します。

人口は、平成21年度の28,655人から、平成26年度では28,314人と減少傾向にあります。

一方、世帯数は、平成21年度の10,956世帯から平成26年度は11,283世帯と増加傾向にあります。

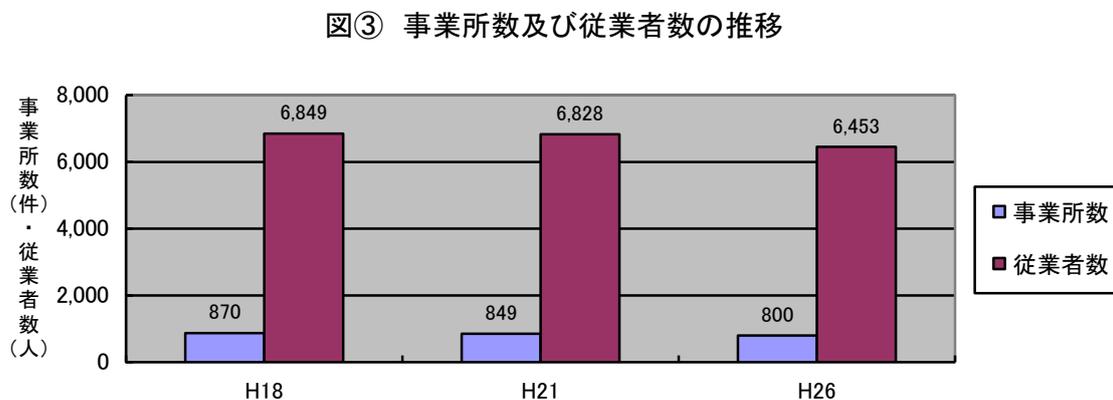


出典：住民課

2. 事業所数及び従業者数

本町における事業所数及び従業者数の推移を図③に示します。

本町の事業所数及び従業者数は、減少傾向となっています。



出典：H18は事業所・企業統計調査

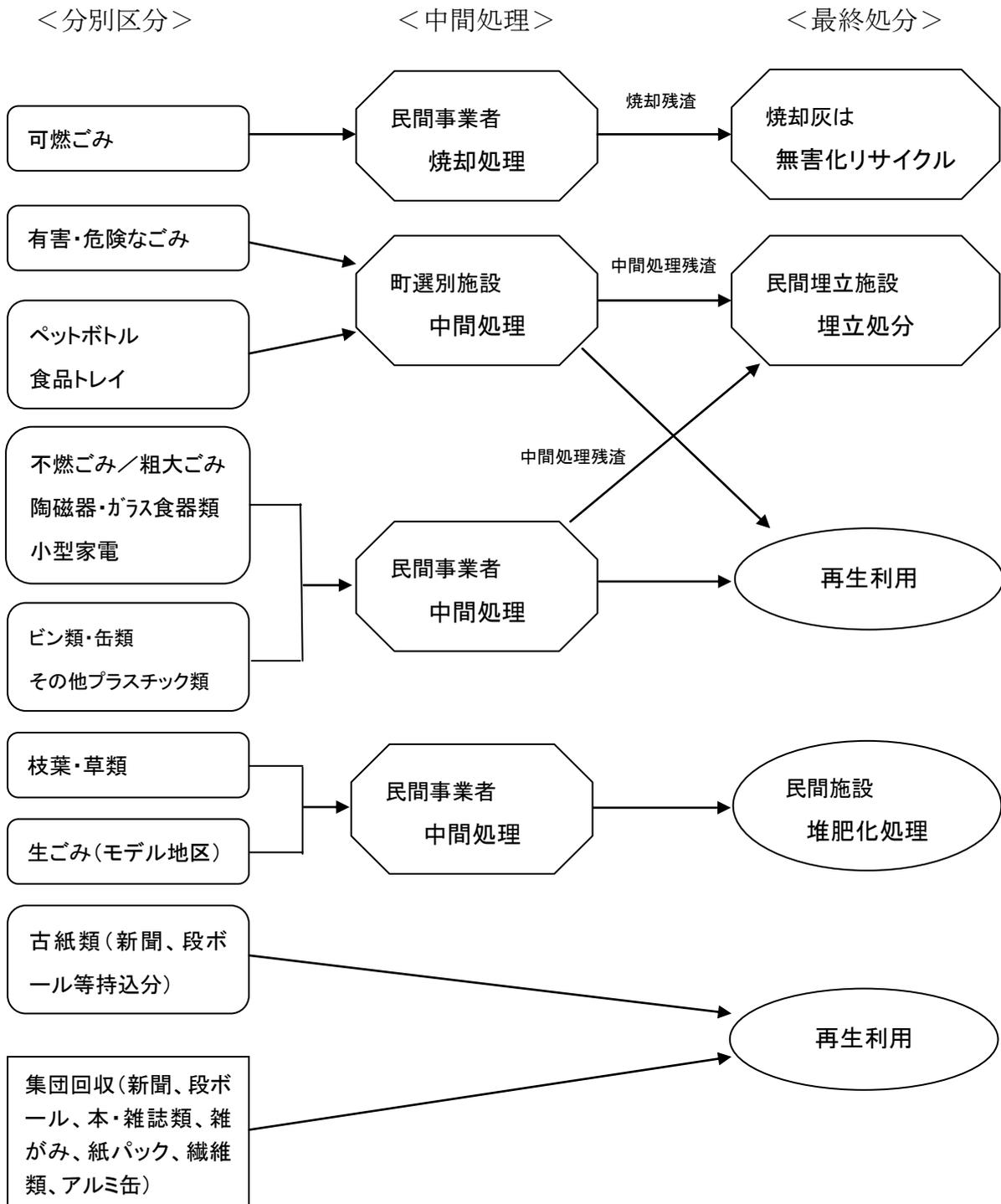
H21以降は経済センサス基礎調査

第3章 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ処理の流れ

本町の平成26年度のごみ処理の流れを図④に示します。

図④ ごみ処理の流れ（平成27年3月現在）



2. ごみ処理の状況

(1) ごみ排出量の推移

①家庭系・事業系一般廃棄物の量

本町におけるごみ排出量の推移を表①及び図⑤に示します。

総排出量は、過去6年間で減少傾向にあり、7.6%の減少となっています。

しかしながら、家庭系のごみの量は、微減であり、事業系ごみの量も平成22年のごみ処理手数料の見直しにより、平成23年度に20%程度の削減となっていますが、以後は横ばいの状況にあります。

平成26年度において、家庭系ごみの割合は、全体の81%、事業系ごみは、全体の19%となっています。

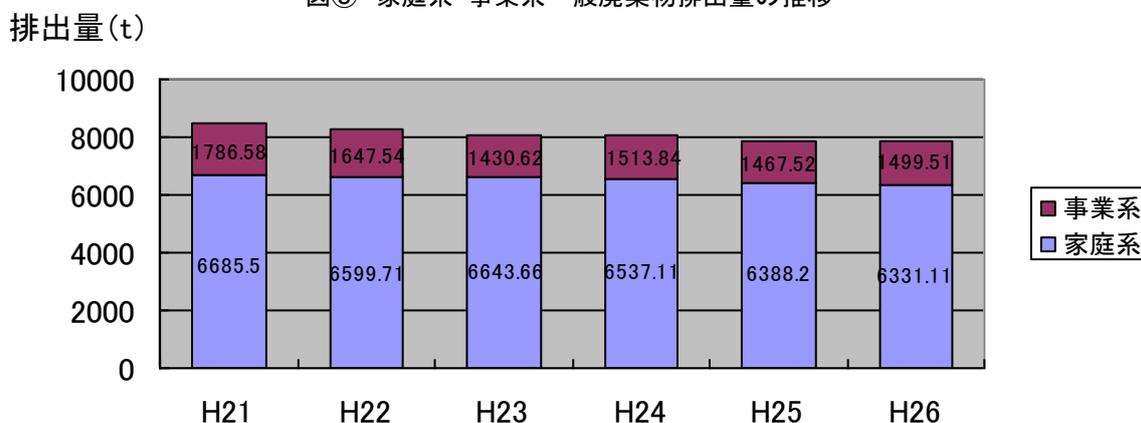
表① 家庭系・事業系一般廃棄物排出量の推移

	家庭系一般廃棄物 (t/年)	指数	事業系一般廃棄物 (t/年)	指数	総排出量 (t/年)	指数
平成21年度	6,685.50	100	1,786.58	100	8,472.08	100
平成22年度	6,599.71	98.7	1,647.54	92.2	8,247.25	97.3
平成23年度	6,643.66	99.4	1,430.62	80.1	8,074.28	95.3
平成24年度	6,537.11	97.8	1,513.84	84.7	8,050.95	95.0
平成25年度	6,388.20	95.6	1,467.52	82.1	7,855.72	92.7
平成26年度	6,331.11	94.7	1,499.51	83.9	7,830.62	92.4

※家庭系一般廃棄物の量は、家庭系一般廃棄物・資源物の量

※指数は、平成21年度を100としたときの指数

図⑤ 家庭系・事業系一般廃棄物排出量の推移

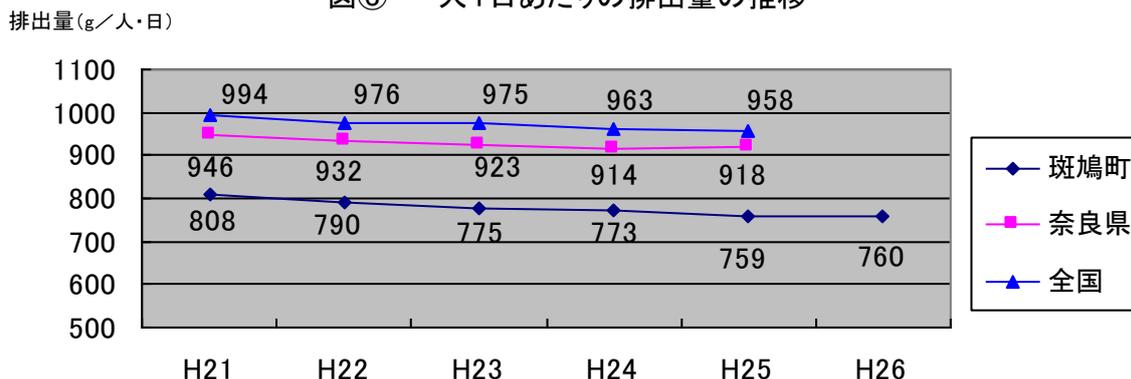


②一人1日あたりの排出量

過去6年間（平成21年度～平成26年度）における住民一人1日あたりのごみの排出量の推移を図⑥に示します。

一人1日あたりのごみ排出量は減少傾向にあり、過去6年間で約6%の減少となっており、奈良県、全国と比較しても、少ない傾向にあります。

図⑥ 一人1日あたりの排出量の推移



③資源化量及びリサイクル率

本町における資源化量及びリサイクル率の推移を表②及び図⑦に示します。

本町における資源化量とは、行政回収により回収した資源物を直接業者に委託して資源化を行う「直接資源化量」、不燃ごみ、その他プラスチック類等、委託業者による中間処理後に資源化を行う「中間処理後の資源化量」、子ども会や自治会などによる古紙類等の回収による「資源物集団回収量」の3項目の合計をいいます。

また、総ごみ発生量（家庭系ごみ、事業系ごみ、古紙等回収、集団回収）に対する資源化量の割合をリサイクル率と呼びます。

本町の資源化量及びリサイクル率は、上昇傾向を示しており、リサイクル率は、奈良県、全国平均をともに上回っています。

表② 資源化量の推移

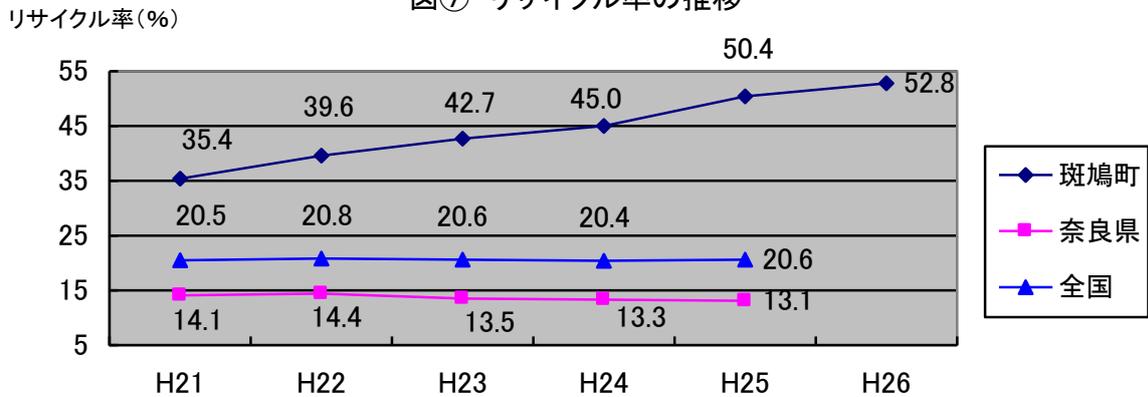
(単位：t/年)

年度	直接資源化	指数	中間処理後資源化	指数	集団回収	指数	合計	指数
平成 21 年度	140.41	100	1,357.02	100	1,515.45	100	3,012.88	100
平成 22 年度	130.08	92.6	1,661.14	122.4	1,471.53	97.1	3,262.75	108.3
平成 23 年度	145.39	103.5	1,893.82	139.6	1,408.61	92.9	3,447.82	114.4
平成 24 年度	150.63	107.3	2,094.48	154.3	1,379.63	91.0	3,624.74	120.3
平成 25 年度	150.72	107.3	2,508.82	184.9	1,296.67	85.6	3,956.21	131.3
平成 26 年度	154.41	110.0	2,711.48	199.8	1,267.59	83.6	4,133.48	137.2

※直接資源化：持込古紙類、空き缶（空き缶回収機による回収分）

※中間処理後資源化：ビン類・缶類、ペットボトル、食品トレイ、金属類、プラスチック類、乾電池・蛍光灯、剪定枝葉、生ごみ、陶磁器・ガラス類（平成 24 年度以降）、可燃ごみ焼却灰（平成 25 年度以降）、小型家電（平成 26 年度以降）

図⑦ リサイクル率の推移



(2) 中間処理の現状

本町における中間処理量の推移を表③に示します。

本町では、平成 17 年 10 月以降、排出された廃棄物をすべて中間処理しています。

資源化の推進により、焼却施設中間処理量が減少し、一方で、その他施設中間処理量が増加傾向にあります。

表③ 中間処理量の推移

(単位：t/年)

年度	焼却施設 中間処理量	指数	選別施設 中間処理量	指数	その他施設 中間処理量	指数	合計	指数
平成 21 年度	4,910.44	100	66.89	100	1,838.89	100	6,816.22	100
平成 22 年度	4,538.18	92.4	69.06	103.2	2,038.40	110.8	6,645.64	97.5
平成 23 年度	4,073.46	83.0	62.39	93.3	2,384.43	129.7	6,520.28	95.7
平成 24 年度	3,999.84	81.5	73.35	109.7	2,447.51	133.1	6,520.70	95.7
平成 25 年度	3,875.40	78.9	73.57	110.0	2,459.36	133.7	6,408.33	94.0
平成 26 年度	3,696.40	75.3	76.19	113.9	2,633.88	143.2	6,406.47	94.0

※焼却施設中間処理：家庭系可燃ごみ＋事業系可燃ごみ

※選別施設中間処理：町選別施設（ペットボトル、食品トレイ、有害・危険なごみ）

※その他施設中間処理：委託業者中間処理（ビン類・缶類、金属類、プラスチック類、剪定枝葉、生ごみ）

（３）最終処分の現状

本町における最終処分量の推移を表④に、また、最終処分率を表⑤及び図⑧に示します。

平成 17 年 10 月以降のその他プラスチック類の資源化開始により、直接埋立は行っていません。

また、平成 24 年度以降、焼却残さも委託業者で資源化され、最終処分量は非常に少なくなっています。

表④ 最終処分量の推移

(単位：t/年)

年度	直接埋立	指数	焼却残さ	指数	中間処理 残さ	指数	合計	指数
平成 21 年度	—	—	985.74	100	422.66	100	1,408.40	100
平成 22 年度	—	—	852.55	86.5	361.41	85.5	1,213.96	86.2
平成 23 年度	—	—	774.01	78.5	470.69	111.4	1,244.70	88.4
平成 24 年度	—	—	—	—	386.42	91.4	386.42	27.4
平成 25 年度	—	—	—	—	381.96	90.4	381.96	27.1
平成 26 年度	—	—	—	—	383.77	90.8	383.77	27.2

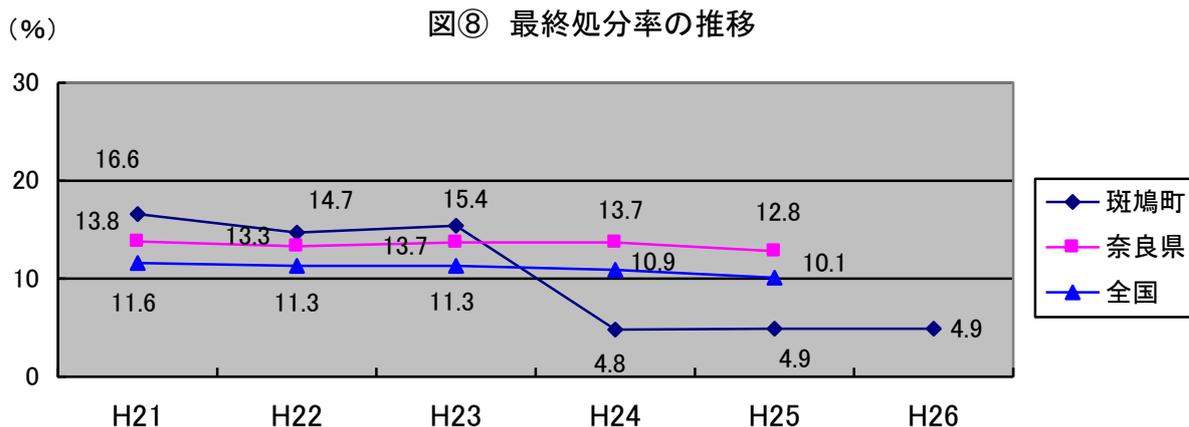
※直接埋立：無し 焼却残さ：H24 以降無し

※中間処理残さ：不燃ごみ、粗大ごみ、その他プラスチック類、有害ごみ、ビン類・缶類、ペットボトル、食品トレイ 各残さ

表⑤ 最終処分率の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
最終処分率	16.6	14.7	15.4	4.8	4.9	4.9
指数	100	88.6	92.8	28.9	29.5	29.5

※最終処分率 (%) = (最終処分量 ÷ ごみ排出量) × 100



(4) ごみ処理経費の現状

本町におけるごみ処理経費の推移を表⑥に示します。

平成 24 年 4 月以降、可燃ごみ焼却を民間業者に委託するにあたり、廃棄物運搬の効率化を図るため、最終処分場内にごみ積み替え施設を整備したことにより、平成 24 年～25 年度のごみ処理経費が大幅に増加しています。

一方、町焼却施設の廃止に伴い、施設の修繕費等維持管理費が不要となり、今後、ごみ排出量の増減がごみ処理経費に直接反映されることとなります。

表⑥ ごみ処理経費の推移

(単位：円)

年度	直接処理費	その他	合計	人口	1人あたりの処理費
平成 21 年度	394,644,938	30,292,795	424,937,733	28,655 人	14,829 円
平成 22 年度	392,320,043	18,797,583	411,117,626	28,644 人	14,353 円
平成 23 年度	372,799,058	32,294,513	405,093,571	28,617 人	14,156 円
平成 24 年度	445,075,429	52,587,291	497,662,720	28,513 人	17,454 円
平成 25 年度	421,410,086	308,024,605	729,434,691	28,423 人	25,664 円
平成 26 年度	418,503,480	56,277,350	474,780,830	28,314 人	16,768 円

(5) ごみ処理に関する課題

①最終処分場の残余容量のひっ迫

本町の最終処分率は5%程度であるものの、全国的な課題として、最終処分場の残余容量はあと十数年と言われており、最終処分量の減量が急務となっています。

②可燃ごみ焼却による環境汚染の拡大

町焼却施設の廃止に伴い、本町の可燃ごみは民間業者の焼却施設で焼却処理されていますが、可燃ごみの焼却は地球温暖化を加速させるとともに、焼却処理により、資源の有効利用が妨げられています。

③効率的なごみ処理の推進

資源化の推進により、リサイクル率は年々向上していますが、今後、可燃ごみ焼却量のさらなる減量を図るためには、生ごみの町全域での分別収集が不可欠です。しかしながら、現行のごみ収集体制では、町全域での分別収集に対応できないことが課題となっています。

以上のことから、本町においては、焼却、埋立、資源化ともに、それぞれの処理量の減量が課題となっています。

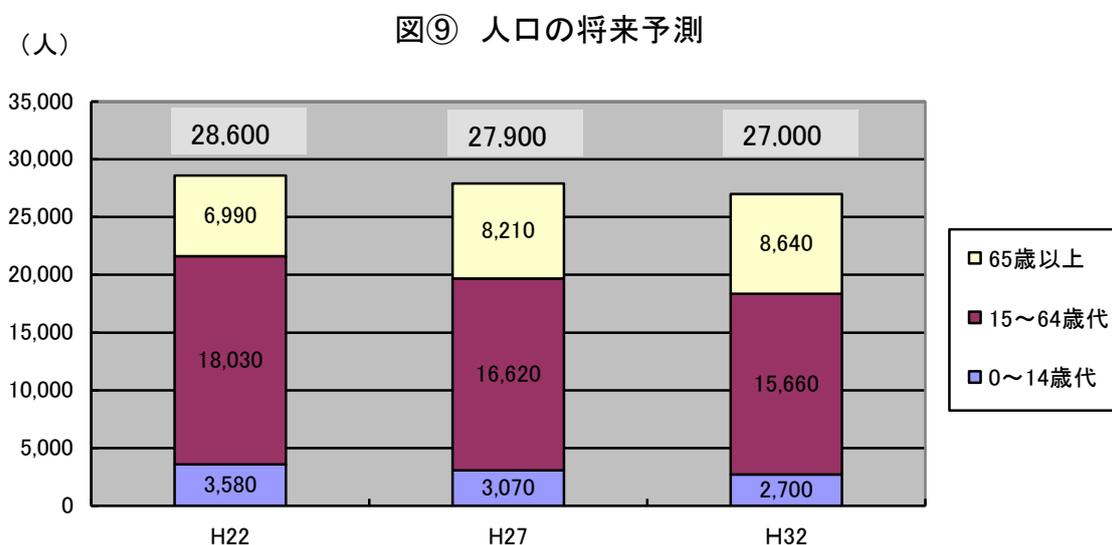
第4章 人口及びごみ排出量の将来予測

1. 人口の将来予測

本町の人口の将来予測を図⑨に示します。

本町の人口は、平成22年から平成32年までの10年間で、28,600人から27,000人と約5.6%減少すると予測されています。

また、平成27年現在の本町の高齢化率は、28.4%となっており、平成32年の人口構成は、65歳以上の割合が32%と予測されています。



出典：斑鳩町第4次総合計画基本構想

2. ごみ排出量等の将来予測

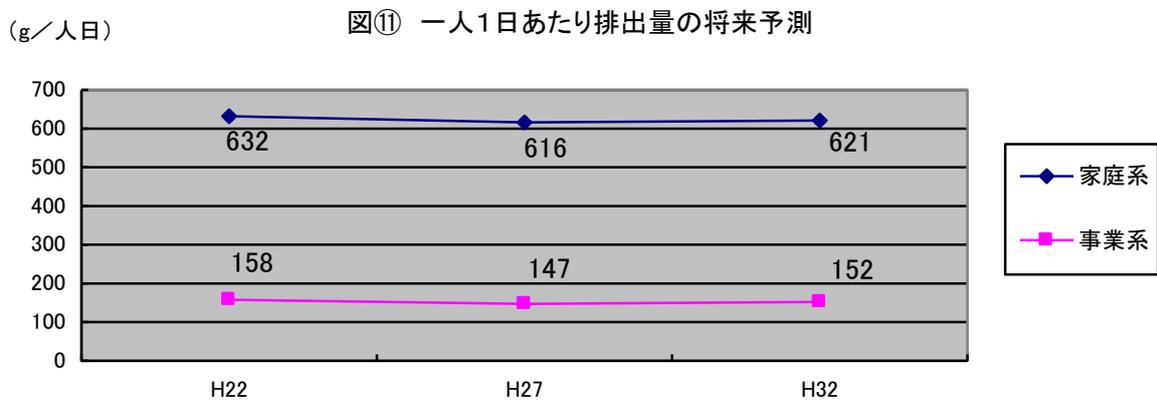
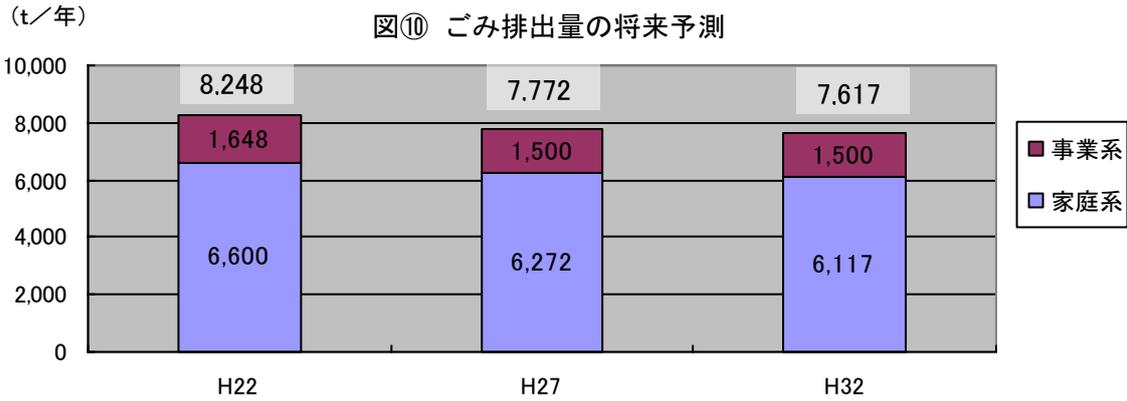
(1) ごみ排出量

現状の施策のまま推移した場合の将来予測について、ごみ排出量を図⑩に、一人1日あたりのごみ排出量を図⑪に示します。

家庭系ごみについては、人口の減少に伴い微減する予測となり、平成27年度見込みより、2.0%減少すると予測されます。

事業系ごみについては、店舗数の大幅な増減もないことから、ほぼ横ばいと予測されます。

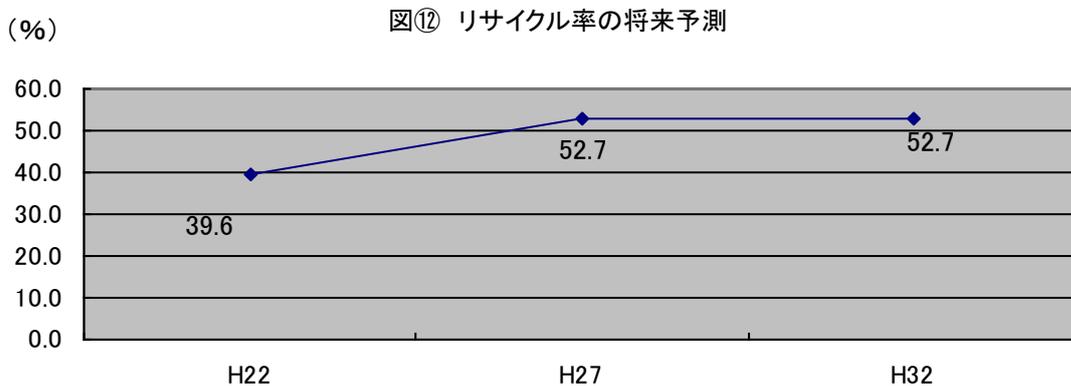
また、一人1日あたりの排出量は、家庭系ごみ、事業系ごみともに、微増と予測されます。



(2) リサイクル率

現状の施策のまま推移した場合の将来予測について、リサイクル率を図⑫に示します。

木くず・草類の分別収集、生ごみ分別収集モデル事業の拡充により、リサイクル率は上昇していますが、現状の施策のまま推移すると、このまま横ばいの予測となります。



第5章 基本計画

1. 基本理念

「ゼロ・ウェイストのまち斑鳩の実現」

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式が定着し、国民生活や活動が飛躍的に拡大した結果、生産、流通、消費等の社会経済活動の全段階を通じて大量のごみが排出され、ごみの焼却や埋立による環境汚染、最終処分場における残余容量のひっ迫など、ごみに関する様々な問題が起こっています。

また、技術の進歩や経済活動の拡大による、資源やエネルギー消費の増大は、地球温暖化を加速させ、私たちをとりまく生活環境を脅かしています。

そのため、本町では、ごみ排出者の抜本的な意識改革を図り、ごみ減量化及び資源化を促進させるため、平成12年10月にごみ処理有料化を導入するなど、循環型社会の構築に向けて様々な施策を展開してきました。

しかしながら、焼却施設の老朽化を契機に平成24年3月末をもって町の焼却施設を廃止し、可燃ごみの焼却処理を民間業者に委託したことに伴い、これまで進めてきた、「発生したごみを処理する」という考え方から、「生産段階からごみを出さない、資源の浪費、無駄をなくす」＝「ゼロ・ウェイスト」に重点をおいた考え方への転換が急務となっています。

このようなことから、本町は、ごみを出さないまち＝「ゼロ・ウェイスト」のまちの実現を引き続き基本理念に掲げ、住民、事業者、行政が一体となった取り組みを進めます。

2. 基本方針

(1) ゼロ・ウェイスト運動の推進

将来的に、焼却・埋立処理を行うごみを「ゼロ」にする、いわゆる「ゼロ・ウェイスト」のまちづくりをめざし、住民、事業者に対し、さまざまな機会を通じて、「ゼロ・ウェイスト」の普及啓発を図ります。

(2) 資源化の充実

現在、焼却・埋立処理を行っているものの中には、資源として有効利用できるものがまだまだ多く含まれています。

そのため、町は、資源化処理方法について調査研究をすすめ、さらなる資源化率の上昇に努めます。

(3) 効率的・効果的なごみ処理の推進

ゼロ・ウェイストの実現に向け、先進的なごみ処理方法について調査研究をすすめます。

また、資源化処理のさらなる充実を図るため、現行のごみ収集体制や処理方法を見直すとともに、ごみ処理経費のさらなる削減に努めます。

3. 数値目標

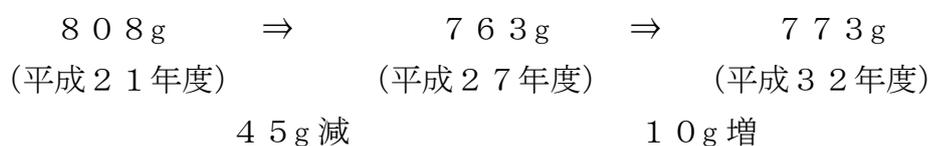
「ゼロ・ウェイストのまち斑鳩」の実現に向けて、各種施策を展開するため、次の数値目標を設定します。

なお、数値目標の設定においては、将来人口の減少によるごみ排出量の減少を見込んでいます。

目標① 一人1日あたりのごみ排出量



※現状施策維持の場合との対比 (人口減分のみ)



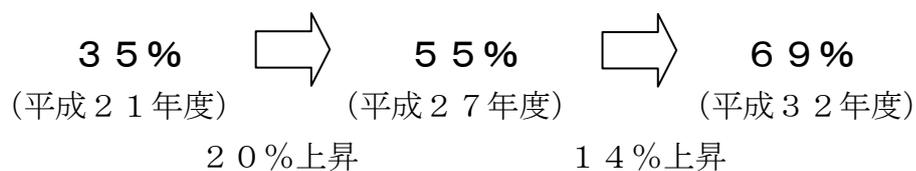
○家庭系

	平成21年度	平成27年度	平成32年度
年間排出量	6,686 t	6,250 t	5,880 t
H21対比	—	93.5%	87.9%
一人1日あたり	637 g	614 g	597 g

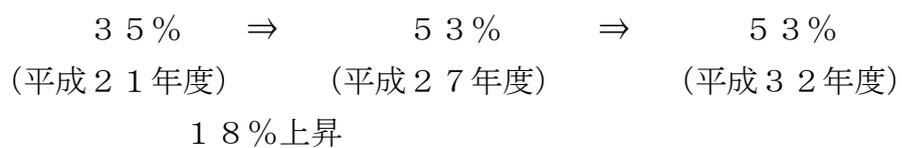
○事業系

	平成21年度	平成27年度	平成32年度
年間排出量	1,787 t	1,469 t	1,430 t
H21対比	—	82.2%	80.0%
一人1日あたり	171 g	144 g	145 g

目標② リサイクル率



※現状施策維持の場合との比較



4. 基本施策

(1) ゼロ・ウェイスト運動の推進

ゼロ・ウェイストのまちづくりを進めるため、ゼロ・ウェイストの趣旨、ごみを出さない暮らし方について、子どもから大人まで幅広い年齢層に対して、普及啓発を進めます。

また、ごみになるもの、ごみになったときにリサイクルや処理の困難なものを作らない、売らない、買わない、といったごみの発生抑制対策、再利用や自家処理を推進するごみの排出抑制対策を強化します。

さらに、事業所に対しては、引き続き、有料指定袋による搬入及び搬入時の展開検査を実施し、排出量の抑制に努めるとともに、行政自らが率先して、ゼロ・ウェイスト運動を推進します。

① 環境教育の充実

- ・ 環境問題学習会の開催
- ・ ゼロ・ウェイストフェスティバルの開催
- ・ ごみのゆくえ探検ツアーの開催
- ・ 生ごみ自家処理に関する講習会の開催
- ・ こどもエコクラブの活動支援
- ・ エコいかるがキッズ（家庭版ISO）の充実
- ・ 保育園、幼稚園、小中学校と連携した環境教育の実施
- ・ 事業所に対する啓発活動の実施
- ・ （新）こどもごみ分別博士養成講座の開催
- ・ （新）ゼロ・ウェイスト推進員の育成
- ・ （新）ごみ出しマナー向上対策の実施

② ごみの発生抑制対策

- ・ マイバッグ持参推進運動の実施
- ・ 町内事業所へのレジ袋無料配布中止の呼びかけ
- ・ ごみの発生抑制に関する情報提供（ごみ減量の効果、ごみ処理経費の状況、リサイクルの状況などを広報紙、町HPによりPR）
- ・ （新）くりかえし使ってくれてありがとうき（陶器）市の実施
- ・ （新）おもちゃのリユースの実施
- ・ （新）ゼロ・ウェイスト推進事業所の認定
- ・ （新）食品ロス削減に関する啓発の実施

③ ごみの排出抑制対策

- ・ 家庭生ごみ減量化奨励事業の実施
- ・ 店頭回収の利用促進（食品トレイ、ペットボトル、プリンタートナー、充電式電池等）
- ・ （仮称）リサイクル工房の検討
- ・ 不要品交換制度の検討
- ・ 事業系ごみ搬入時の展開検査の徹底
- ・ （新）家庭生ごみ自家処理の推進

④ ゼロ・ウェイスト役場づくりの推進

- ・ ISO14001の推進
- ・ 古紙類のリサイクルの徹底
- ・ 環境配慮物品の率先購入
- ・ 公共施設から発生するごみの発生抑制の徹底
- ・ 職員の率先行動の推進（家庭における生ごみの自家処理もしくは生ごみ分別収集モデル世帯としての協力等）

（２）資源化の充実

どうしても不要なものについては、ごみとして排出する前にリサイクルにまわすなど、資源の有効活用を促進する仕組みを充実します。

また、斑鳩町バイオスタウン構想に基づき、木くず・草類、生ごみ等、バイオマスの利活用をすすめます。さらに、あらゆる廃棄物について、資源化処理の方法を研究し、さらなるリサイクル率の上昇に努めます。

① 資源化の推進

- ・ 資源物集団回収奨励事業の実施
- ・ 空き缶リサイクル奨励事業の実施
- ・ ペットボトル完全リサイクル化の実施
- ・ 古紙類（雑がみ）の分別徹底の啓発
- ・ （新）陶磁器、ガラス類の資源化の実施
- ・ （新）小型家電の資源化の実施
- ・ （新）不燃ごみの資源化の充実
- ・ （新）拠点回収の充実

② バイオマス利活用の推進

- ・ 木くず・草類のたい肥化の実施
- ・ 生ごみ分別収集の実施（モデル事業から町全域実施へ）
- ・ 事業系生ごみ分別収集の実施
- ・ （新）完熟堆肥斑鳩の環の活用推進

③ 新たな資源化に向けた調査研究

- ・ 紙おむつ類のリサイクルの検討
- ・ （新）繊維類のリサイクルの検討
- ・ （新）木製品のリサイクルの検討
- ・ （新）新しい技術の調査研究

（3）効率的・効果的なごみ処理の推進

ゼロ・ウェイストの実現に向け、先進的なごみ処理方法について調査研究を進めます。

また、資源化処理のさらなる充実を図るため、現行のごみ収集体制や処理方法を見直すとともに、ごみ処理経費のさらなる削減に努めます。

① ゼロ・ウェイストの推進に適した処理システムの構築

- ・ （新）効率的なごみ収集体制の検討
- ・ （新）リサイクル処理手法の比較検討

② 人にやさしいごみ処理の推進

- ・ 紙おむつ類専用指定袋の無料交付の実施
- ・ 安心サポートごみ収集の実施（高齢者等の戸別収集）

第6章 し尿及び浄化槽汚泥処理

1. し尿及び浄化槽汚泥処理の状況

(1) し尿

- ①収集形態 委託方式
- ②収集範囲 町内全域
- ③運搬方法 吸引自動車による
- ④処理方法 標準脱窒素処理方式並びに高度処理
焼却後は埋立て処理
- ⑤住民の協力義務
 - ・し尿の収集開始、廃止、変更の申し出を行うこと
 - ・便槽内に布切れ、その他の異物を投入しないこと

(2) 浄化槽

- ①収集形態 許可方式
- ②収集範囲 町内全域
- ③運搬方法 吸引自動車による
- ④処理方法 標準脱窒素処理方式並びに高度処理
焼却後は埋立て処理
- ⑤住民の協力義務 浄化槽内に布切れ、その他の異物を投入しないこと
- ⑥住民の法的義務 浄化槽法に基づく、保守点検（定期的）、清掃（毎年1回以上）、法定検査（使用開始後6～8ヶ月経過後・毎年1回）

(3) 処理量の状況

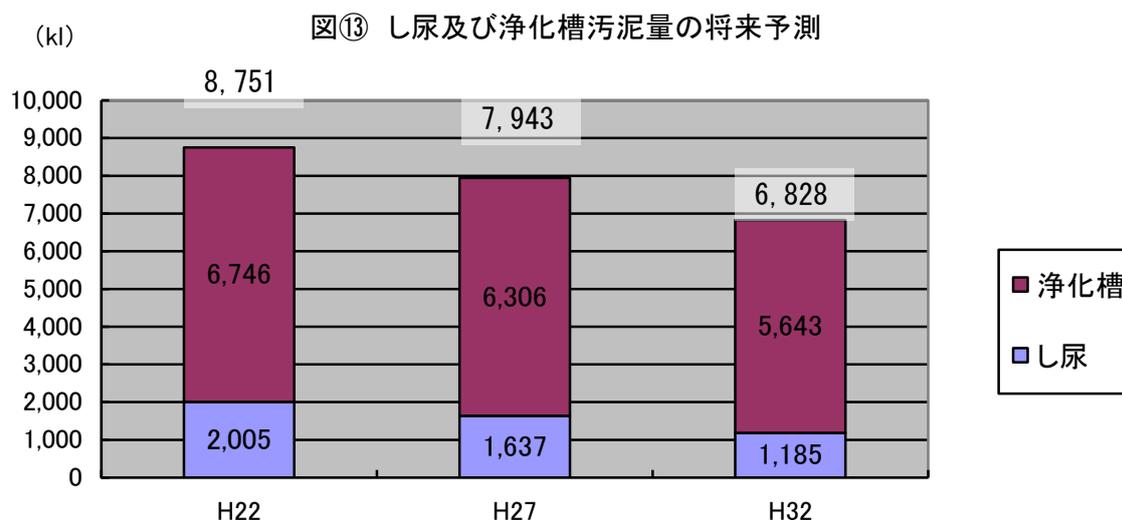
(単位：k1)

	し尿	指数	浄化槽汚泥	指数	合計	指数
平成21年度	2,079.4	100	7,672.0	100	9,751.4	100
平成22年度	2,005.1	96.4	6,745.9	87.9	8,751.0	89.7
平成23年度	1,856.1	89.3	7,422.7	96.8	9,278.8	95.2
平成24年度	1,719.0	82.7	7,409.5	96.6	9,128.5	93.6
平成25年度	1,697.7	81.6	7,308.2	95.3	9,005.9	92.4
平成26年度	1,612.7	77.6	7,150.9	93.2	8,763.6	89.9

2. し尿及び浄化槽汚泥量の将来予測

し尿及び浄化槽汚泥量の将来予測について、図⑬に示します。

し尿及び浄化槽汚泥量は、公共下水道の普及により、年々減少する予測となり、平成27年度見込みより、14%減少すると予測されます。



3. し尿及び浄化槽汚泥処理に関する今後の方針

(1) 収集運搬

現在、浄化槽汚泥の収集運搬について、2業者に許可を与えていますが、今後、公共下水道の整備の推進に伴い、浄化槽汚泥の処理量が減少する予測であることから、浄化槽汚泥の収集運搬については、現行の2業者以外の許可は与えないものとします。

(2) 汚泥処理

現在、脱水汚泥は、し尿処理施設にて汚水処理後、場内施設にて焼却していますが、焼却灰の埋立処分場のひっ迫、焼却灰処理費用及び焼却灰運搬に伴うエネルギー消費等の課題に対応するため、斑鳩町バイオマスタウン構想に基づき、脱水汚泥の再生利用について調査研究をすすめます。